

# 令和4年度 地震防災強化月間 実施方針

## 1 目的

南海トラフ地震、相模トラフ沿いの地震など大地震の発生から生命を守り、被害を最小限にとどめるためには、行政はもとより、県民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」を地震対策の基本として、積極的に防災の役割を果たしていくことが重要である。

静岡県では、毎年11月を「地震防災強化月間」と定め、県及び市町が広報・啓発活動などを集中的に展開することで、県民の防災意識の高揚を図り、12月第1日曜日の「地域防災の日」を中心に実施される地域防災訓練をより効果的なものとする。

## 2 期間

令和4年11月1日(火)～12月4日(日)（「地域防災の日」を含む）

## 3 実施項目

県及び市町は、本期間中、家庭や自主防災組織、学校、事業所等における自助・共助の取組の促進に向けて、別紙「実施項目一覧」を積極的に実践できるよう事業展開を図るものとする。

<実施項目 概要>

自助	【住居】家具類の固定
	【備蓄】家庭内の生活物資1週間分の備蓄（ローリングストック法を含む）
	【確認】ハザードマップ（総合防災アプリ「静岡県防災」を活用）及び南海トラフ地震臨時情報の確認
	【点検】「わたしの避難計画」の作成及び点検
共助	【体制】自主防災組織体制の確認（男女が共に支え助け合う防災体制等）
	【支援】避難行動要支援者の所在の把握と支援方法の確認
	【運営】避難所運営訓練の実施（必要な備品等の設置や発電機等の整備・点検を含む）
	【訓練】若年世代の地域防災活動への参加（防災倉庫の資機材等の点検及び操作方法の習熟を含む）

※地域防災訓練は、新型コロナウイルス感染防止に留意し、地域特性を踏まえ実施

4 スローガン 防災は家庭の備えと地域の絆

5 実施主体 県、市町、自主防災組織、学校、事業所、県民